

労務 ROAD

■改正労働基準法に関するQ & A

時間外労働に関する協定届（36協定）について

Q1 2019年3月31日（中小企業は2020年3月31日まで）と同年4月1日以後にまたがる期間の36協定を締結している場合には、4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。

締結し直す必要はありません。

上限規制は、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して適用されます。2019年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。

Q2 どのような場合に法律に違反してしまうのでしょうか。

36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法律違反となります。

今回の法改正では、この36協定で定める時間数について、上限が設けられました。また、36協定で定めた時間数にかかわらず、下記に該当する場合に、法律違反となります。

- 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合

有給休暇について

Q3 2019年4月より前に10日以上の前年有給休暇を付与している場合には、そのうち5日分について、2019年4月以後に年5日確実に取得させる必要がありますか。

2019年4月より前に付与している場合は、年5日確実に取得させなくても、法違反とはなりません。

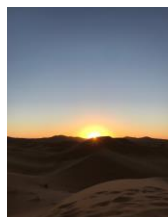
改正法が施行される2019年4月1日以後、最初に年10日以上の前年有給休暇を付与する日（基準日）から、年5日確実に取得させる必要があります。

【厚生労働省より】

■新入所員紹介（脇田）

初めまして、2019年4月に入社致しました脇田麻友子（わきたあゆこ）と申します。前職は、結婚式場でウェディングプランナーをしており、新郎新婦様と一緒に結婚式を創る仕事をしておりました。全く異なる業界への転職になりますが、事業主様に寄り添い、良いご提案が出来るよう勉強に励みますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

趣味は旅行と星を観ることです。転職前に少しお休みが取れたので、モロッコに行き、サハラ砂漠で満天の星を観てきました！綺麗な星スポットがあれば教えてください☆よろしくお願ひいたします。写真は今年訪れたモロッコの写真です。



VOL.640
(1904-4)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

すっかり温かくなったので、今年こそは念願だったベランダ菜園に挑戦しようかと思っています。調べると私の好きなトマトやクレソンなどは5月がベストシーズンなようです。3日坊主で有名な私が出るのか・・・ご期待ください！（君野）

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto

長期休業のお知らせ

誠に勝手ながら4月27日（土）から5月6日（月）まで休業とさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願ひいたします。